

国語問題

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は全部で18ページである。脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 現代システム科学域・法学部・経済学部・商学部・看護学部・生活科学部の受験者は、2ページから12ページまでの第一問・第二問のみ、国語解答用紙(I)に解答すること。
ただし、看護学部・生活科学部の受験者は、出願時に国語を選択した者のみ解答できる。
- 4 文学部の受験者は、2ページから12ページまでの第一問・第二問については、国語解答用紙(I)に、また、13ページから18ページまでの第三問については、国語解答用紙(II)に解答すること。
- 5 解答用紙の所定欄に、受験番号(左右2箇所)、氏名を必ず記入すること。
- 6 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは、該当箇所を無効とすることがある。
- 8 問題冊子の余白は下書きに使用してもよい。
- 9 問題冊子は持ち帰ること。

(余 白)

第一問

次の文章は、能楽師の有松遼一氏によるものである。よく読んで、後の設問に答えよ。(五十点)

コロナで舞台がなくなったとき、家の整理や稽古のほかに、本を読んでいた。

読みたい本はいつもたくさんあるのだが、日々に追われてなかなか読めない。いや、忙しい人ほど諸用の合間をじょうずに縫って読んでいる。自分はどうも舞台が後ろに控えていると、あれを覚えなないとか、これを整理しないと、焦燥に背中からならまれて、落ち着いて読書する気になれない。

この「コロナ暇」は思いきり本を読める格好の機会だった。

読書の面白いのは、著者が、時間や空間を超えて自分と同じ地平に立ち並び、対話を引き受けてくれることだ。

じっさいに著者に話を聞こうと思ったら、アポイントをとって手土産を用意して、それはもう骨の折れることだ。ましてや著者の心奥にダイブして大切な何かを汲み上げるなんて、そんな一大事業、簡単には実現しない。

しかし本は、それを惜しげもなく伝えてくれる。その日その場所に立ち現れては消える時間芸術に携わる身にとって、本の力はうらやましい。書きものに秘められた静かなエネルギーに敬意を表しつつ、何かを感取して思いを馳せたい。

ふだんの読書ではこのようなことを、うかつにもあまり思わなかった。じつと家に籠もる日々で学んだ、本の素晴らしさだった。

花士、珠寶さんの『一本草』には、はじめて緊急事態宣言が出たころの春に出会った。

花士というのは、花に仕える者、という義だそうだ。

珠寶さんとは、平成二十九年(二〇一七)、下鴨神社での《安達原》で能と花の共演でお会いして以来、シテ方観世流の林宗一郎さんとともに、ありがたい交誼をむすんでいる。有斐斎弘道館の事業でもご一緒した。

珠寶さんは、いけ花のなかでも、古式に則った「立花」、花を立てるといいう様式で空間をしつらう。鋭く静かな花だ。作品とい

うより、そこに立つ花、という表現が合う。粉飾をそぎ落としたシンプルでありようは、能とも通じる格式や美しさを感じる。

いつも珠寶さんにお会いすると、ほんとうに穏やかで、包みこむような大きさに心がほどける。おもてには出さないが、強く太い芯を、身体のうち秘めている。巫女さんみこのような媒介者の雰囲気も感じる。ときどきおちゃめである。

自粛期間中にぼんやりと考え、ことばに留めてみたいと思った舞台での知見や経験が、ほとんどこの珠寶さんの本に結実していた。実直なことばがあった。そのいちいちに共感し、感動した。

花は生きています。

花をいけたりたてたりするときも、できるだけ素早く仕事をする方が、花を弱らせずにすむのかと思います。いけると、あでもない、こうでもない、ああしたい、こうしたいと、何時間も触ってなぶりものにするのでは、花がかわいそうです。自分がそうされていると想像してみてください。(中略)

わたしも、献花の時間は、あつという間に終わります。ですが、依頼を受けてから、その当日を迎えるまで、ずっとその日のことをイメージして過ごしています。そして当日を迎え、花瓶の前に座った時点で、花をいける前②にほとんどのことが終わっているのです。

——珠寶『一本草』「時間の錯覚」徳間書店

珠寶さんは、教室の生徒さんたちに「三十分で今日の花はできますよ」と言う。お稽古時間が一時間なら、多くの人はその時間をめいっぱい花を触ることに使おうとするらしい。「行為と成果を時間という物差しで評価してしまう。十五分かけたものより三十分かけたものの方に価値があり、一時間かけた方がもっと価値がある、という錯覚です」。

一分一秒は、誰にも等しく与えられたものだが、その内実まで均一というわけではない。その錯覚が、物差しの使い方をあやまらせる。

もし物差しをあてがうのなら、表面にあらわれる時間だけではなく、見えない水面下のはたらきも勘定に入れて、はじめて評価ができるだろう。そして、本番にいたるまでのさまざまな準備、訓練、心づくしに接して、推計し、ひいては「人生すべては修

業」という理にいたるとき、その物差しはもはや馬鹿らしくなって放り出される。^③

すべてがプレスレスでは社会はまわらないから、私たちは共通理解である「時間」や「お金」という物差しを、やむなくそこにあるわざにあてがう。すごいわざというのは、仕事の時間は一瞬でも、そこにいたるまでの道のりが長く深い。一瞬にかける濃密な時間を見つめれば、相当の技術と長い鍛錬の欠かせないことがわかる。あるいは、そんな度量衡の升からこぼれ落ちるほどの、圧倒的な天賦の才に嘆息する。私たちはみな、それを感じることができる。

「花がかわいそうです」ということは、ハッとする。人間社会の便宜である数値や単位はわかりやすく便利で、慣れたしんでいるが、独り歩きして花がおいてけぼりになっている姿を想像してしまった。

舞台とその記録物でも、思うことがある。

映像だけを見て、^{うたい}謡や型を真似^{まね}し芸をつくるということは、たいへん危険だ。舞台はいつもなまものであり、その場の気韻からさまざまな要因^{しゅつたい}が出来^{しゅつ}して一つの結晶になる。違う風が流れれば違^{ちが}うかたちが生じる。その風を感じ^かず表現する術を教わるのが師の稽古であり、それなくしては芸たりえない。

稽古を受けて映像を参照するのはまだしも、映像をもって稽古と同じくするのは、浅見だ。映像だけでは、その場で仕方なく対処した術が堂々の正攻法として誤伝^{ごでん}されることもあるだろう。記録はミスや誤謬^{ごびつ}を伝える恐ろしさも持っている。

^④ 見える部分というのは、わかりやすくもあり、あやまりやすい。

目に見えるものが価値あるもの、可視化できないものは存在しないのと同じ、という価値観をひしひしと感じる。でも、それはただしいのか。

「成果主義を導入すればよい」という意見にいつも思う。一つの仕事を達成していくなかで、前線を支えるはたらきをする人、ちょっと仕事場にゴミが落ちていたら拾う人、さりげない会話の気遣いができる人、一緒にいるとなんとなく愉快な人、そういう環境づくりに間接的に貢献するようなたらきも、成果主義は評価の責任を果たせるだろうか。事業達成のための補給・兵站^{へいたん}戦略は見えているだろうか。

人を評価するのは難しい。

目に見える成果や数値、その物差しに頼ってしまうのは、人の、モノやヒトを見る目が弱っていることと不可分ではない。

「見る目がない」ということはを引くまでもなく、舞台裏ばかり雄弁に語る言説、荒唐無稽な陰謀論、内輪でしか通用しない楽屋落ちのようなものたちが、世の中にあふれている。

演能後の交流会で初対面の人と話していると、能楽業界の裏話や人間関係、そういう「人の知らないだろう」ところの、じつは「みんな意外と知っている」陳腐な話に終始されて、辟易へきえきすることがある。肝心の、舞台に関する批評や表現論という真正面からのストレートボールを投げてくれる人は、案外少ないものだ。

海外公演のレセプションでは、あの場面のこの演技が印象的だったとか、それを見て自分はどうか考えたとか、舞台表現としてどういう意味や歴史があるのかとか、それぞれ自分の鑑賞眼をオープンにしてこちらにかかってくる。通ぶつって逃げ隠れせず、堂々と自前の審美眼で対峙たいじしてくれる。油断すると圧倒される。私も知っていること、思うことを存分に話して楽しむようにしている。

自分の目や舌に自信がないと、蘊蓄うんちくや周縁の知識に寄りかかってしまうかもしれない。^⑤ヒトやモノを確かに見、味わうことは、自分の評価軸を不断に点検し、対象の内部へ迫ることで達成される。つまりはその人が、どういう人生を送っているか、豊かな生き方しているかどうかということになるのだと思う。

(有松遼一『舞台のかすみが晴れるころ』(ちいさいミシマ社、二〇二三年)より。一部表記等を変更した。)

〔注〕 (一) 《安達原》——能楽の演目。安達原(福島県)の鬼女伝説を素材とする。

(二) シテ方観世流——シテ方は能楽で主人公にあたるシテ役を演ずる役者のこと。観世流は能楽シテ方の流派の一つ。

(三) 有斐斎弘道館の事業——本文より前の章に書かれている。弘道館は、有斐斎(江戸時代の儒学者、皆川淇園きえん)が京都で設立した学問所。「有斐斎弘道館」として再興され、その十周年を記念した大規模な新作劇と祝賀会が、二〇二〇

年二月に催された。

〈設問〉

問一 傍線部①について、筆者が「うらやましい」と言うのはなぜか、わかりやすく説明せよ。

問二 傍線部②「花をいける前にはとんどのことが終わっているのです」とはどういうことか、わかりやすく説明せよ。

問三 傍線部③「その物差しはもはや馬鹿らしくなって放り出される」とはどういうことか、「その物差し」がどのような基準を指すのかを明らかにしつつ、わかりやすく説明せよ。

問四 傍線部④「見える部分というのは、わかりやすくもあり、あやまりやすい」とはどういうことか、能の稽古の例に即してわかりやすく説明せよ。

問五 傍線部⑤「ヒトやモノを確かに見、味わうことは、自分の評価軸を不断に点検し、対象の内部へ迫ることによって達成される」とはどういうことか、本文後半の趣旨をふまえて、わかりやすく説明せよ。

第二問

次の文章は、死刑制度について論じた本の一節である。筆者は少し前の部分で、「応報刑論」とは、犯罪を行った者に対して、その犯罪の重さに見合った刑罰を科すことを原則とする考え方であると説明する。そして、犯罪がもたらした具体的な「実害」と「犯罪のゆえに犯人に加えられる害」（刑罰）とは均衡させるべきだとする一般的な「応報刑論」の理解を、「実害対応型の応報刑論」と呼んでいる。よく読んで、後の設問に答えよ。（五十点）

ここで、右のような実害対応型の応報刑論を前提として、それにより死刑制度を合理化・正当化できると考えたとき、もし、そのときでも、犯人がおよそ他人を死亡させる限りただちに死刑に処すべきである、ということにはならない。もし人を死亡させたとしても、殺意（殺人の故意）がなかったときには死刑を科すべきだとは誰もいわないであろうし、現行刑法自身が、過失行為に対しては比較的軽い刑しか規定していない。過失致死に対する原則的な法定刑は五〇万円以下の罰金にすぎない。最も重いものでも、過失運転致死罪の法定刑であり、その上限は七年の懲役である。また、かりに殺意をもって人を死亡させたとしても、死刑ではなく、無期懲役やより軽い刑が相当であるというケースはいくらでも想定できるであろう。すなわち、刑の重さは、現に生じた実害の重さだけで決まるものではない。生命侵害という実害の発生にもかかわらず、ただちには極刑に至らせないブレーキが存在しているのである。

そのブレーキとは何か。それは、行為者の負う責任の程度（分量）であり、それは最初から応報刑論に備わっているブレーキである。すなわち、他人の生命を害した者は、失われた法益の価値に見合った刑に処せられるべきだと考えたとしても、刑罰の本質に関する理解に基づき、そこに責任というブレーキが作用し、重い刑を科すことができないケースが出てくる。そればかりか、事情により責任なし（およそ責任非難はできない）と評価され、犯罪であること自体が否定されるべき場合も認められる。このようにして、実害対応型の応報刑論を前提とするとしても、それが応報刑論である限りは、刑罰を限定するブレーキはそこに備わっている。このことは、刑罰の本質に関わることであり、応報刑論を理解するに当たっても、まさに決定的なことであるので、詳しく論じることとしたい。

第二次世界大戦後の日本の刑事法学に対し多大の影響を与えただんどうしげみつ団藤重光の刑法の教科書の中に、刑罰の定義がある。それによれば、刑罰とは「犯罪のゆえにその行為者に加えられる国家的非難の形式」^②である。これは、難解な表現ではあるが、言葉を一つ取り去ることも、また付け加えることも許さない、まさに完璧な定義であるといえよう。刑罰の現象面、すなわち、目に見えるその外形的側面は、生命・自由・財産という法益の剥奪であるが、それは「形式」にすぎない。形式にすぎないから、これを他のもので代替^④することも可能である。刑罰の内実ないしその本質は何かといえ、それは犯罪を理由とする「国家的非難」^③なのである。

受ける者にとり同じ苦痛をとまなうものでありながらも、罰金を科されることが税金を課されることがと区別され、懲役刑を受けることが感染症患者が入院を強制されることと区別されるのは、罰金や懲役が非難としてその者に科されるからである。これに対し、税金の賦課や感染症患者の強制入院に、非難の要素はまったく含まれない。

現行法の下における刑罰が非難として加えられる苦痛であり、非難として苦痛が受け止められることを本質的内容とする法的制裁であるとすれば、刑を科すことは、科される者への非難のメッセー、ジの伝達にほかならない。刑を科す側は犯罪行為を理由とする非難を行為者に対し告知し、非難を告知された行為者はそれを受け止めてそれと理解する。まさにそこに応報刑としての刑罰の本質があると考えられる。外形的に加えられる生命・自由・財産の剥奪は、それ自体として重要なのではない。それらは、非難を体现する手段ないし方法にすぎない。まさに重要なのは、そこで伝達される「意味」そのものなのである（かりにその「意味」を犯罪行為者に対し強烈に伝達できる手段が他に存在するのであれば、生命・自由・財産の剥奪は、それに置き換えられてかまわない）。

そのような非難の告知は、犯罪が行われた後、有罪判決の言渡しの時点ではじめて行われる。有罪判決を下され、そこにおいて過去の違法行為を非難された犯人は、将来はそれを回避するであろうことが期待されるから、そうした非難の告知は将来の犯人の行動のコントロールのためにも役立つ。そして、^④このような非難という意味の直接の受取り手（意味の伝達の宛先）は犯人自身であるとしても、犯人以外の一般市民もこれをメッセージとして受け取るであろう。非難の告知による行動のコントロールは、単に行

為者本人のみならず、同様の罪を犯す状況に陥りかねない多くの潜在的行為者（すなわち、われわれ皆）をも対象としている。不特定多数の一般市民が相手なのであるから、犯罪予防の効率性という点から見ると、こちらの方がより重要だと考える人も多いだろう。それが応報刑に期待される一般予防効果、つまり行為者以外の一般の人々（一般市民）の将来の犯罪を防止する効果である。この点を重視する多くの応報刑論者にとり、応報刑とは、一般予防を目的とする一種の目的刑（ないし予防刑）でもある。

注意すべきことは、非難としての刑罰の機能は、決して犯罪後の有罪判決の時点になつてはじめて急に作用するというものではないことである。刑法が、一定の行為を犯罪とし、それに対して一定の重さの刑を条文に定めることそれ自体が、一般市民に対する刑の賦課の警告として役立つものであり、そのような形で一般予防機能を営むことが期待できる。刑事裁判が行われてその犯人が有罪とされ、一定の刑が言い渡されることは、条文による刑の警告がいま一度確証され、それが単なる「こけおどし」でなかったことが社会一般に向けて示されることを意味するから、（公布される）法律の規定を通じての一般予防機能をサポートし裏付けることになる。

そしてそればかりではないだろう。刑法による非難の警告は、まさに違法行為が行われるその時点でも当該のその犯人にその行為を思い止まらせるように作用するものである。そしてまさに当該の行為者の犯罪をヨクシしようとする点に刑法の一つの本質的な機能があると考えられる。本書では、こうした形での犯罪予防のことを個別予防と呼ぶことにする。少なくとも、具体的な事件が起こり、その犯人の行為に刑法の規定が適用されるその段階においては、この「個別予防」こそが刑法の本質的な機能としてクローズアップされることになるのである。

以上のように、実害対応型の応報刑論は、実害への反動をいわばエンジン（駆動力）とするのであるが、刑の本質は責任非難であるからには、行為者が負いうる責任非難の程度がブレーキとなり、刑の重さが定まることになる。

こうした基本的な考え方に立脚して現行の刑罰制度を理解しようとするとき、刑罰制度の基礎には、相互に対立する方向に作用する二つのベクトルが存在し、科せられるべき刑の重さは、それらの兼ね合いにより決まることとなろう。これを死刑について見

れば、実害の大きさとそれに見合った被害者（遺族）の処罰感情が重視されればされるほど、それだけ死刑の存在は不可欠なものと意識され、死刑の言渡しもまた増加することになる。これに対し、犯人の責任に注目し、犯罪現象に対し行為者個人には（その置かれた環境的条件、遺伝的負因や性格特性等を含めて）いかんともなしえないことが多く、生命をもって償わなければならないほど、負うべき責任は極限的に大きいものではありえない、と考えるときには、死刑の言渡しは限定的なものでなければならぬことになり、さらには死刑制度そのものへの懐疑も生じてくるであろう。

こうした、正反対の方向に働く二つのベクトルの力関係は、マクロの視点で見たとき、第二次世界大戦後の日本の刑罰制度の運用を規定し続けてきたように思われる。すなわち、一方における被害者（およびその遺族）への共感と、他方における犯人の犯罪に対する責任の重さの評価とが、死刑を含む刑罰制度のあり方を決定する重要なファクターであったと理解することができる。

戦後の流れを鳥瞰すると、一九八〇年代までは、不幸な条件の重なりの下で（自分もまた犯したかもしれない）犯罪を犯すに至った犯人に対する、一定程度の理解と同情が共有されていたことが、犯罪に対する比較的軽い処分と量刑全般の寛刑化の傾向の根底にあったと考えることができよう。これに対し、平成時代に入り、一九九〇年代以降、いわゆる重罰化・厳罰化の傾向が強く生じたことの背景には、この頃から自己責任の思想が広がるとともに、被害者の立場にも目を向ける動きが活発化したことがあると見られる。

刑罰制度の根底にある、正反対の方向に働く二つのベクトルの力関係は、ミクロの視点で見ると、日々の刑罰制度の運用において、被害者とその遺族の立場に思いを致すか、それとも犯人の立場に思いを致すかという、二者択一の対立関係として現れている。刑事裁判は、時に、被害者（被害者遺族）と被告人の間の闘争の場となる。被害者側は、より重い刑を求め、被告人側の免責の主張を理由なしと断じるであろう。被告人側は、被害者のかけがえない生命とその価値という、およそ反論不可能な命題の前に、「反省の欠如」という非難を受けつつ、ただただ自己の立場の苦しいベンメイにとどめる状況に置かれる。ここで想起されるのは、アメリカ映画『デッドマン・ウォーキング』（ティム・ロピンス監督、一九九五年）のちょうど中ごろに出てくる、印象的な一

場面である。死刑確定者マシュー・ボンズレット（ジョン・ベン）のサポートを引き受けた、カトリックのシスターであるヘレン・プレジアン（スーザン・サランドン）が、被害者遺族の家を訪ね、その話を聞こうとする。被害者の両親は、途中で、ヘレンがマシューをサポートする側に立つつもりであることを知り、突然その怒りを爆発させ、ヘレンを家から追い出すのである。愛娘を失った中年夫婦は、人は真に被害者の遺族の心情を理解するのであれば死刑確定者の側に立つことはできない、犯人の側に立つことと被害者遺族の側に立つことは相容れない、とヘレンをなじる。

実害対応型の応報刑論に立脚する限り、われわれの刑事裁判制度は、右の被害者遺族の言葉に集約されているような、第三の立場から、調停することのおよそ不可能な二元的な対立に規定されたものであり続けるほかはないであろう。⑦はたしてそれでよいのかがいま問われなければならない。

ここでようやく、本書がその全体で訴えたいと思う主張の中核部分の概要を明らかにすることができる。本書は、右に見たような、現在において支配的な、二元的な刑罰の理解、すなわち、実害への反動をエンジン（駆動力）とし、行為者への責任非難をブレーキとする刑罰の理解、言い換えれば、その本質において、被害者（およびその遺族）の立場に思いを致すか、それとも犯人の立場に思いを致すかという（調停不可能な）対立関係に規定された刑罰の理解に対し、理論的な反省を加え、これを克服することを目ざそうとする一つの試みである。

（井田良『死刑制度と刑罰理論―死刑はなぜ問題なのか』（岩波書店、二〇二二年）より。

一部表記等を変更し、括弧書きの注等を省略した。）

〔注〕法益——法によって保護されるものの総称。

〈設問〉

問一 傍線部①から③のカタカナを漢字で記せ（楷書で正確に書くこと）。

問二 傍線部①「刑の重さは、現に生じた実害の重さだけで決まるものではない」とあるが、それはなぜか、具体例や比喩的表現を用いずに、簡潔に説明せよ。

問三 傍線部②について、筆者はこの「刑罰」の定義について傍線部以降の部分で説明し、「形式」という語を七字でわかりやすく言い換えている。その箇所を抜き出せ。

問四 傍線部③について、「刑罰の内実ないしその本質」は「犯罪を理由とする「国家的非難」」であるとはどういうことか、「内実」「本質」という語を用いずに、わかりやすく説明せよ。

問五 傍線部④について、「犯人以外の一般市民もこれをメッセージとして受け取る」とはどういうことか、「これ」が指す内容や、「メッセージ」の具体的内容を明らかにしつつ、わかりやすく説明せよ。

問六 傍線部⑤「マクロの視点」・⑥「ミクロの視点」について、筆者はそれぞれどのような視点をこのように表現しているのか、わかりやすく説明せよ。

問七 傍線部⑦について、筆者は何をどのような理由で問題視しているのか、本文全体の内容を踏まえてわかりやすく説明せよ。

第三問

次の(A)・(B)の問題にそれぞれ解答せよ。(百点)

(A) 次の文章は『住吉物語』の一節である。姫君は都の継母まははのもとから失踪し、亡き母宮の乳母めのとであった住吉の尼君の家に、女房の侍従しじゆうとともに身を寄せている。その住吉の地を、姫君を恋い慕う中将が、仏の霊夢に導かれて訪れる場面から本文は始まる。よく読んで、後の設問に答えよ(作問上、一部省略ないし改変した箇所がある)。

さらぬだに、旅の空はものあはれなるに、夕波千鳥あはれに鳴き渡りて、岸の松風ものさびしき空に、箏しやうの琴ねの音ほのかに聞こえけり。その声こゑ、盤渉調ばんしやうてうに調べて、けだかく澄みわたりけり。「あなゆゆしの。人のしわざにはよも」などと思ひながら、その音に誘はれて、何となく立ち寄りて聞きたまへば、釣殿つりどのの西面にしおもてに、若き声一、三人がほどしけり。琴かき鳴らし、「松風、波の音もなつかしく、あはれ、都の人にかかる所を見せばや」などと語りひつつ、「秋の夕べはあはれなるに」など言ひて、何となき古歌⑦をながめけるを、侍従に聞きなして、あなあさましと、胸うち騒ぎ、心をとどめ聞きたまへば、いま少し忍びたる声して、

① 尋ぬべき人もなきさの住すまの江えにたれまつ風の絶えず吹くらむ

とながめたまふを、聞きたまへば、姫君の御声と聞きなして、「あなゆゆし。仏の御しるしはあらたなる御ことにて」とうれしくて、簀子すいすのこに立ち寄りてたたきたまへば、侍従、「あやし。たれなるらむ」とのぞけば、寄りかかりたる姿の、夜目よめにもしるくて、
「あさましや。少将殿すうしやうでんのおはしたるぞや。いかが」と申せば、姫君、「あはれにもおはしたるにこそ。さりながら、人聞きあしかりなむ。我はなしと申し聞こえよ」とあれば、侍従出いで会ひて、「こはいかに、あやし⑧の所までおぼし立たせたまへるぞや。そののち、姫君を失ひまるらせて、慰みがたさに、かくまよひはべるなり。見まゐらせさぶらへば、いよいよ昔恋しくこそ」とて泣きは

べる。

「恨めしくものたまふものかな。御声までうけたまはりさぶらふに。おぼろけにてや、尋ね来たりつる。かく参りたるをば、あやしき武士ものぶなりとも、あはれと思はぬ人やさぶらはむ。よしよし、さらば帰りなむ」とて、(注五)直衣の袖を顔に押しあてて、「憂きもつらきも、知らせたまはぬにこそ」とて嘆きたまへば、侍従(注六)ことわりと思ひて、「さるにても、足やすめさせたまへ。都のこのこと恋しくはべるに」とて、尼君に、このよしを言ひあはすれば、「(注七)ありがたき御ことにこそ。たれたれも、あはれを知りたまへかし。まづこれへ、入らせたまふべきよし申せ」とて、侍従、「馴れ馴れしくなめげなれども、その昔のゆかりなれば、さのみこそ。疾とく立ち入らせたまへ」と申しければ、少将(注八)入りたまひぬ。

大和絵描きたる屏風(注九)、ひとよろひ取り出だし、母屋(注十)の御簾(注十一)に几帳(注十二)、帷子(注十三)かけ、いとありつかはしかりけり。中將殿は足に土つき、血あえ、顔さき赤く、苦しげなり。尼君急ぎ出でて、「(注十四)姫君もこれにおはしませども、侍従あはれと見まゐらせさぶらひながら、若き者にて、うち放ち(注十五)に申したるにこそ。この尼は、憂きもつらきも習ひてさぶらへば、かたじけなくあはれにこそ。いかでおろかには」とて、姫君に、「御心やすき御ことかな。(注十六)殿下、一の人の御子なれば、帝の姫君なりとも、おぼしめしさぶらふまじきか。いかに情けなく、はるかなる山路を尋ねつつかおはしましたまふらむ御心ざしをば、いかでか思ひ知らせたまはざらむ」など、さまざまに口説けば、「わが身もおろかならず。(注十七)心あはせたりけりと、都まで聞こえむも、つつまじければ、「それも御ことわりながら、あはれを知らぬ武士なりとも、これほどのことには、(注十八)くつろがざらむや。たとへ、御心をあはせたることなりとも、いかがせむ。高きも卑しきも、さのみこそさぶらへ。まして、(注十九)うけたまはりさぶらふやうならば、たれかは、とかくも思ひはべるべき。かく申さむに、揺るがせたまはずは、この老い尼は、世にもさぶらふまじ」など申しこしらへつつ、侍従に、「ただ姫君のおはし所へ、入れまゐらせさぶらへ」と言ひければ、侍従、このよし中將殿へ申しければ、「ともかくも」とて、喜びたまひ

けり。

〔住吉物語〕より〕

〔注〕

- (一) 盤渉調ばんしきでう——雅楽の調子の一つ。
- (二) 釣殿つりどの——池に臨んで造られた建物。
- (三) 簀子すのこ——建物の四周などにめぐらされた外縁。今日の縁側に相当する。
- (四) 少将殿——中将のことを指す。侍従は、都を離れている間に少将が中将に昇進したことを知らないため、このように呼んでいる。
- (五) 直衣なほし——貴族の平常服。
- (六) 少将——中将のことを指す。ここは応対した侍従の立場（注四参照）に沿って、地の文ではあるが、このように称している。
- (七) 母屋もや——建物の中央部分の部屋。
- (八) 帷子かたびら——几帳に垂らす絹布。
- (九) ありつかはしかりけり——似つかわしくしつらえてあった。
- (十) 足に土つき、血あえ、顔さき赤く、苦しげなり——慣れない徒歩の旅によって中将が疲労している様子。
- (十一) うち放ちに——そっけない様子で。
- (十二) 殿下てんが、一人の人——「殿下」「一人の人」とも摂政・関白に対する敬称。ここでは二つを並べて強調している。
- (十三) くつろがざらむや——「くつろぐ」は、ここでは寛容な態度をとることをいう。
- (十四) うけたまはりさぶらふやう——姫君が継母から冷たい仕打ちを受け、中将との仲も引き裂かれたということ。

〈設問〉

- 問一 傍線部⑦から⑩をわかりやすく現代語訳せよ。
- 問二 二重傍線部「聞きなし」(二箇所)について、「聞きなす」とはここではどのような行為をいうか、端的に説明せよ。
- 問三 傍線部①の和歌に用いられている二箇所の掛詞について説明せよ。
- 問四 傍線部②について、侍従が中将对し、姫君のその後をこのように語っているのはなぜか、わかりやすく説明せよ。
- 問五 傍線部③「いかでおろかには」の後に略されている語句を補え(敬語は用いなくてよい)。
- 問六 傍線部④について、誰の「御心ざし」かを明示しつつ、わかりやすく現代語訳せよ。
- 問七 傍線部⑤について、姫君が中将对面するのをためらう理由をわかりやすく説明せよ。
- 問八 傍線部⑥について、尼君が姫君を翻意させようとしている発言の趣旨をわかりやすく説明せよ。

(B) 次の文章は『荀子』の一節で、治者として君子が行う政治の要件を論じている。よく読んで、後の設問に答えよ。なお、設問の都合で送り仮名を省いたところがある。

① 馬駭^(注一)レ輿^(注二) 則^(注三)君子不^(注四)安^(注五)輿、庶人駭^(注六)レ政^(注七)則^(注八)君子不^(注九)安^(注十)位。馬駭^(注十一)レ輿^(注十二)則^(注十三)莫^(注十四)若^(注十五)静^(注十六)之、庶人駭^(注十七)レ政^(注十八)則^(注十九)莫^(注二十)若^(注二十一)惠^(注二十二)之。選^(注二十三)賢^(注二十四)良^(注二十五)、拳^(注二十六)篤^(注二十七)敬^(注二十八)、興^(注二十九)孝^(注三十)悌^(注三十一)、收^(注三十二)孤^(注三十三)寡^(注三十四)、補^(注三十五)貧^(注三十六)窮^(注三十七)、如^(注三十八)是^(注三十九)則^(注四十)庶人安^(注四十一)政^(注四十二)矣。庶人安^(注四十三)レ政^(注四十四)然後^(注四十五)君子安^(注四十六)位。伝^(注四十七)曰、君^(注四十八)者^(注四十九)舟^(注五十)也、庶人^(注五十一)者^(注五十二)水^(注五十三)也、水^(注五十四)則^(注五十五)載^(注五十六)レ舟^(注五十七)、水^(注五十八)則^(注五十九)覆^(注六十)レ舟^(注六十一)。此^(注六十二)之^(注六十三)謂^(注六十四)也。故^(注六十五)君^(注六十六)レ人^(注六十七)者^(注六十八)、欲^(注六十九)スレバ^(注七十)安^(注七十一)則^(注七十二)莫^(注七十三)若^(注七十四)平^(注七十五)レ政^(注七十六)愛^(注七十七)レ民^(注七十八)矣、欲^(注七十九)スレバ^(注八十)榮^(注八十一)則^(注八十二)莫^(注八十三)若^(注八十四)隆^(注八十五)レ礼^(注八十六)敬^(注八十七)士^(注八十八)矣、欲^(注八十九)スレバ^(注九十)立^(注九十一)レ功^(注九十二)名^(注九十三)則^(注九十四)莫^(注九十五)若^(注九十六)尚^(注九十七)レ賢^(注九十八)使^(注九十九)レ能^(注一百)矣。是^(注一百零一)君^(注一百零二)レ人^(注一百零三)者^(注一百零四)之^(注一百零五)大^(注一百零六)節^(注一百零七)也。

〔荀子〕より

〔注〕 (一) 馬駭^(注一)レ輿^(注二) —— 馬がその引く車にしっくりせず驚き騒ぐ。

(二) 駭^(注三)レ政^(注四) —— 政治に不安を感じて騒ぐ。

(三) 惠^(注五) —— 恩恵を与える。

(四) 拳^(注六)篤^(注七)敬^(注八)、興^(注九)孝^(注十)悌^(注十一)、收^(注十二)孤^(注十三)寡^(注十四) —— 誠実で謙虚な人を挙用し、親や年長者によく仕える道徳に優れた者を引き立て、

孤兒や夫に死別した婦人を引き取る。

(五) 伝^(注十五) —— 昔から言い伝えられた言葉。

(六) 隆^(注十六)レ礼^(注十七) —— 礼という規範を尊重する。

(七) 士^(注十八) —— 見識を備える優れた人。

(八) 尚^(注十九)レ賢^(注二十) —— 賢者を尊敬する。

(九) 能^(注二十一) —— 有能な人。

〈設問〉

- 問一 傍線部①について、ここの「馬」は何の喩えとして用いられているか、喩えられたものを表す語を本文中から抜き出せ。
- 問二 傍線部②「莫^レ若」を、書き下し文にせよ。但し、読み方がわかるように、すべて平仮名で記すこと。
- 問三 傍線部③「庶人安^レ政」を、わかりやすく現代語訳せよ。
- 問四 傍線部④「水則覆^レ舟」は、どのようなことを喩えているのか、わかりやすく説明せよ。
- 問五 傍線部⑤について、「君^{タル}人者」の大事な要件とはどのようなことをいうか、わかりやすく説明せよ。